

【感染救済給付用】

障 害 年 金 請 求 の 手 引 き

書類の書き方やご不明な点は、下記の救済制度相談窓口までお問い合わせください。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
感染等被害救済制度相談窓口

お問い合わせ先：0120-149-931

障害年金について

平成 16 年 4 月 1 日（再生医療等製品は、平成 26 年 11 月 25 日）以降に生物由来製品（※）等を適正に使用したにもかかわらず、その生物由来製品等を介した感染等によるものとみられる疾病（以下、「感染等による疾病」とします）で、次表に掲げる程度の障害の状態にある 18 歳以上の方が請求できます（18 歳未満の方の場合、養育する方が「障害児養育年金」を請求できます）。

なお、障害の状態とは、症状が固定し治療の効果が期待できない状態、又は症状が固定しないまま初診日から 1 年 6 か月を経過した後の状態をいいます。

（※）生物由来製品とは、人その他の生物（植物を除く）に由来するものを原料又は材料として製造される医薬品や医療機器などのうち、保健衛生上特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものです。
医薬品では輸血用血液製剤やワクチンなど、医療機器ではブタ心臓弁やヘパリンを塗布したカテーテルなど様々な種類のものが指定されています。

請求手続

「請求書」に必要事項を記入のうえ、「診断書」等を添え、郵送にてご提出ください。（書類の受付窓口は設置していないため、必ず郵便等で送付してください。）

請求期限

請求の期限はありません。

提出書類

□感染救済給付用「障害年金請求書」（様式 6-2）

□感染救済給付用「障害年金・障害児養育年金診断書」（様式 7-2 の(1)～(7) 障害の種類により選択）（【A】感染等による疾病の発症時の状態についての診断書、【B】その後の経過及び現在の障害状態についての診断書、それぞれ 1 通）

- ▶視覚障害用（様式 7-2 の(1)）
- ▶聴力・平衡機能、そしゃく・嚥下機能、音声又は言語機能障害用（様式 7-2 の(2)）
- ▶運動・感覚障害用（様式 7-2 の(3)）
- ▶肝臓・腎臓・血液・造血器障害用（様式 7-2 の(4)）
- ▶遷延性脳障害用／精神障害用（様式 7-2 の(5)）
- ▶呼吸器疾患の障害用（様式 7-2 の(6)）
- ▶その他の障害用（様式 7-2 の(7)）

□感染救済給付用「投薬・使用証明書」（様式 3-2）

（生物由来製品等を処方せんなしで薬局等で購入した場合は感染救済給付用「販売証明書」

(様式 4-2)

口次に該当する場合は、記載のある書類

- ▶ 感染の原因と疑われる生物由来製品等が院外処方箋による生物由来製品等の場合
「お薬手帳」写し又は「薬剤情報提供文書（薬局で渡されるお薬の説明書）」写し

PMDA ホームページから様式をダウンロードし入力することで書類を作成することができます。是非ご活用ください。

感染救済 請求書類 で 検索 してください。

障害の程度

等級	障害の状態
1級	1. 次に掲げる視覚障害 イ. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 二視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2. 両耳の聴カレベルが100デシベル以上のもの
	3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることでできない程度の障害を有するもの
	6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	8. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	1. 次に掲げる視覚障害 イ. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ. 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 二視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2. 両耳の聴カレベルが90デシベル以上のもの
	3. 平衡機能に著しい障害を有するもの
	4. 咀嚼の機能を欠くもの
	5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	7. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	8. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定し

ます。

※上記の障害の程度を具体的に説明すると

□1 級

身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。

例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるもの。

□2 級

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものである。この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。

例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの。

提出にあたっての注意事項・補足説明

□全般的事項

- ▶書類は返却いたしませんのでコピーをお取りください。
- ▶電子媒体を提出の場合は、可能な限り CD または DVD での提出をお願いします。

□「障害年金請求書」

- ▶請求者が「障害年金・障害児養育年金診断書」などを参照のうえ、記入してください。

□「障害年金・障害児養育年金診断書」

- ▶【A】について、感染等による疾病の発症時の医療機関で作成をお願いしてください。
- ▶【B】について、現在の障害の状態を診断できる医療機関で作成をお願いしてください。また、提出にあたっては、PMDAへの提出日から直近3か月以内の診断書としてください。障害の状況の測定日（直近3か月以内）の記入もれがないかお確かめください。
- ▶【A】【B】について、複数の医療機関にかかれた場合、それぞれの医療機関の診断書が必要です。
- ▶【A】【B】の医療機関が同一である場合は、1通の診断書に「感染等による疾病の発症時の状態」、「その後の経過及び現在の障害の状態」の記入をお願いしてください。

□「投薬・使用証明書」

- ▶「障害年金・障害児養育年金診断書」【A】を作成する医師以外の医師によって投薬・使用（処方せんの交付を含む）された場合に必要です。その生物由来製品等を投薬・使用した医療機関に作成をお

願いしてください。

- ▶投薬・使用した医療機関と感染等による疾病の発症時の状態を診断した医療機関が同一である場合は、提出は不要です。

□「販売証明書」

- ▶生物由来製品等を処方せんなしで薬局、ドラッグストア等で購入した場合に必要です。その生物由来製品等を購入した薬局、ドラッグストア等に作成をお願いしてください。

□障害の原因となった疾病について、既にPMDAから救済給付の支給の決定があった場合

- ▶「投薬・使用証明書」又は「販売証明書」、「障害年金・障害児養育年金診断書」[A]の提出は不要です。

□請求に係る障害について、現在PMDAから障害児養育年金の給付を受けている場合

- ▶「障害年金・障害児養育年金診断書」[A]【B】及び「投薬・使用証明書」又は「販売証明書」の提出は不要です。

□「お薬手帳」写し又は「薬剤情報提供文書（薬局で渡されるお薬の説明書）」写し

- ▶原因とみられる生物由来製品等が院外処方箋の場合は、ご提出ください。

□その他

- ▶障害の状態が変わったことにより、障害年金の額の改定を請求する方は、PMDAまでご連絡ください。
- ▶2次感染等の場合は、事例によって必要な書類が異なりますので、PMDAまでご連絡ください。

決定・支給

- ▶PMDAは、厚生労働大臣へ請求に係る障害が生物由来製品等を介した感染等によるものであるかなどについて判定の申出を行い、その判定結果をもとに支給の可否を決定し、「決定通知書」として書面で通知します。
- ▶障害年金の支給は、請求者本人名義の口座に振り込みます。「決定通知書」に同封する「受給者銀行口座届」により届け出ていただきます。

給付額

- ▶障害の状態により等級が決定されます。
- ▶請求が受理された月の翌月分から支給されます。

1 級	年額 3,142,800 円（月額 261,900 円）
2 級	年額 2,514,000 円（月額 209,500 円）

※R8.4.1 現在

その他

- ▶ 障害年金を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供したり、又は差し押さえたりすることはできません。
- ▶ 支給された障害年金は、課税の対象とはなりません。
- ▶ 決定内容に不服がある場合には、厚生労働大臣に対し、審査を申し立てることができます。また、申立てにより意見陳述をすることができます。
- ▶ 請求者がお亡くなりになった場合は、PMDAまでご連絡ください。請求者や振込口座の変更等、別途手続きが必要となります。

提出先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）

健康被害救済部給付課 感染給付係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

T E L 0120-149-931 （初回請求の方はこちらの救済制度相談窓口へご相談ください）

03-3506-9413 受付時間 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

9時30分～12時、13時～17時

※必ず郵送等で提出してください。

救済制度について

PMDA ホームページで救済制度の仕組み、請求手続、請求書類ダウンロード等のご案内をしております。

詳しくは [感染 救済](#) または [PMDA](#) で [検索](#) してください。